

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

！ 令和4年2月以降に本給付金(10万円)を受け取られた世帯は対象外です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、**令和4年度**住民税(均等割)非課税世帯や**令和4年1月以降**に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受け取るためには、**手続きが必要**です。

給付金額

1世帯あたり**10万円**

給付時期

丹波市は令和4年7月中旬
から順次給付予定

給付対象と申請の有無

給付対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「**住民税(均等割)が非課税**」
の世帯 (※未支給世帯等のみ)

令和4年1月以降の収入が
減少し「**住民税非課税相当**」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
『確認書』が届きます。

必ず返送してください

※一部申請が必要な場合があります。
令和4年6月1日時点で住民登録がある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】臨時特別給付金担当窓口 等

詳しくは裏面「II」へ

給付手続きや給付要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金を受け取るための手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

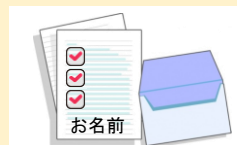
※既に令和3年度非課税世帯で本給付金の対象世帯等については、令和4年度の対象になりません。

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から給付内容や確認事項が書かれた『**確認書**』が届きます。
- 内容を確認のうえ、必要事項を記入し、市区町村に**返信してください**。

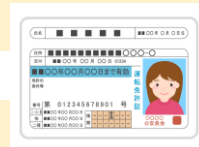
【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか
- ③世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか
- ④既に本給付金の給付を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であったものを含む世帯ではないか



(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 市から申請書を取り寄せ、必要事項を記入して、添付資料と一緒に市区町村にご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税（均等割）非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（丹波市の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 市から申請書を取り寄せ、必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村に原則郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（土日祝日、12/29~1/3を除く）

丹波市役所 健康福祉部 社会福祉課
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当



0795-86-7031

受付時間 平日8:30~17:15（土日祝日を除く）